

令和7年7月17日  
東北地方整備局

## 建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を行いました。

### 1. 措置対象業者

商号 株式会社一測設計  
登録番号 建04-6110  
代表者 代表取締役 藤原 勝広  
所在地 岩手県一関市萩荘字竹際33-5

### 2. 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

#### (1) 登録停止期間

令和7年8月1日から令和7年8月30日までの30日間

#### (2) 登録停止対象部門

鋼構造及びコンクリート部門

### 3. 措置理由

株式会社一測設計は、北上市発注の「大堤跨線橋橋梁補修・耐震補強設計業務委託」において、耐震補強設計に係る成果品を偽装し、虚偽の報告により完了検査を受検していたことが確認された。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

(参考)

建設コンサルタント登録業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準

<https://www.mlit.go.jp/common/000149435.pdf>